

世界が進むチカラになる。



経済産業省 GXグループ 地球環境対策室

令和7年度
二国間クレジット取得等のための
インフラ整備調査事業
(JCM実現可能性調査)

企画提案の公募説明会資料

2025年7月16日（水） 11:00～12:00

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

公募説明会 アジェンダ

11:00 – 11:05 開会挨拶（経済産業省）

11:05 – 11:40 公募に関する説明

11:40 – 12:00 質疑応答

※ 公募説明会は、11:00 – 12:00を想定しますが、質疑応答の状況によっては、12:00以降も継続いたします。

※ 本公募説明会の資料と録画は、後日に公募サイトにアップロードいたします。ご了承ください。

※ マイク、カメラはOFFでお願いします。

※ 質疑応答は、資料の説明の後にお問い合わせ致します。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
地球環境部
JCM FS事務局
Email: jcm-fs@murc.jp

公募概要

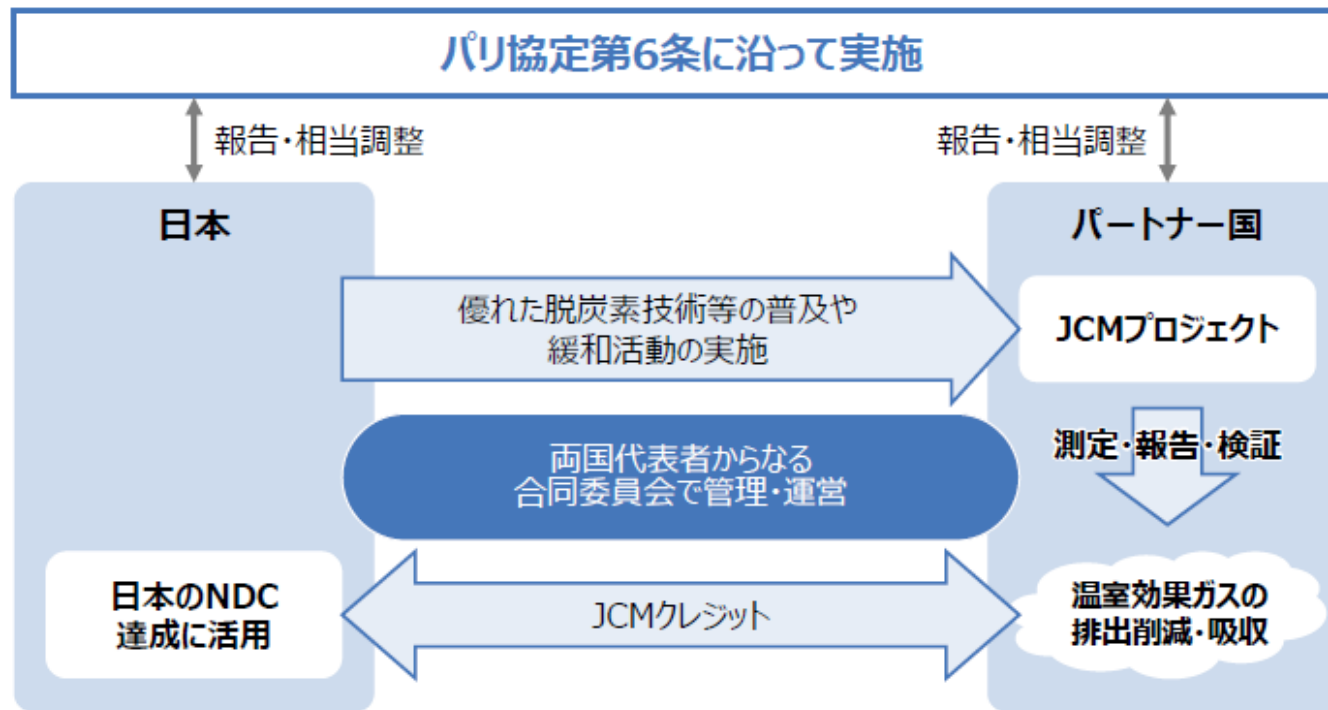
項目	内容
事業名	■令和7年度 二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM実現可能性調査）
公募期間	■令和7年7月14日（月）～ 8月15日（金）12時（正午）必着
応募予定者の事前連絡	■令和7年8月8日（金）17時までに、 jcm-fs@murc.jp 宛に下記を連絡 ●企業名あるいは機関名、部署、氏名、連絡先（E-mail、電話番号）、応募予定のFS件名（公募要領P11 参照）
応募書類	■企画提案書、見積書、添付資料、会社概要、財務諸表
応募書類の提出先	■当社より指定するオンラインストレージ
FS実施期間	■契約締結日～令和8年2月6日
採択件数及び予算規模	■採択件数： 8件程度 ■予算規模： 1件につき税抜き15百万円を上限
契約形態	■当社からの委託契約（経済産業省の標準的な委託契約書フォーマット＋当社の特約条項） →FSへの応募＝合意可能とみなす

目次

1. 二国間クレジット制度（JCM）の概要
2. JCM実現可能性調査の目的
3. 対象技術・製品
4. 対象国
5. FS終了後の展開（想定する出口戦略）
6. FSにおける調査項目
7. 調査項目および調査内容
8. 実施期間、実施規模等
9. 応募資格
10. 全体スケジュール
11. 経費の計上
12. 応募手続き
13. 問合せ先

1. 二国間クレジット制度（JCM）の概要

- 日本企業による投資を通じて、パートナー国への優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進し、パートナー国の温室効果ガス（GHG）排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献し、日本の貢献を定量的に評価してクレジットを獲得し、もって両国の国が決定する貢献（NDC）の達成に貢献するとともに、相当調整によりダブルカウントの回避を図る。
- 日本は、JCMの運用を通じて、2030年までに1億トン、2040年までに2億トンの排出削減を目指している。



(出所)「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism（JCM））の最新動向」より抜粋

■ 目的

- 本JCM実現可能性調査（Feasibility Study: FS）は、二国間クレジット制度（JCM）を活用し、我が国企業等の脱炭素技術・製品の普及等の**事業化を実現**すると共に当該国での温室効果ガス（GHG）排出削減及び**JCMクレジット化を実現**する案件の実現可能性を検討していただきます。
- 本JCM FS で対象とした内容は、その後の**JCMプロジェクト化を期待**しています。具体的には、FSの出口として、**『二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業』（NEDOによるJCM実証事業）^{*1}への応募、民間JCMプロジェクト^{*2}としてのJCMプロジェクト化又はその他の政府補助金事業（環境省『二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業』^{*3}等）への応募**を期待しており、これらを通じたJCMプロジェクト化の見込みが高い提案を優先的に採択します。

*1：2025年度「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）」（以下、JCM実証事業）

*2：民間資金を中心とするJCMプロジェクト（以下、民間JCM）

*3：二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業（以下、JCM設備補助事業）

■ 対象技術・製品等

- JCMに関する二国間文書に署名しているパートナー国又は今後署名が見込まれる途上国等において、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO₂の排出削減を行うとともに、実現したGHG排出削減量のJCMクレジット化に資するもの。
- GHG排出削減量を定量的に評価でき、かつ、可能な限り大規模なGHG排出削減に貢献するもの。
- 大規模な GHG 排出削減に貢献する事業については、明確なGHG排出削減量の閾値は設定しませんが、一定以上の規模のGHG排出削減量が見込める提案を優先します。例えば CCS（二酸化炭素回収・貯留）を活用する案件の応募を期待します。

注：近年各パートナー国において、JCMを含むパリ協定第6条の活動対象を規定する動きがあります。事業を検討する際は、当該国において対象となる事業・技術・製品であるか、事前に確認することが重要です。

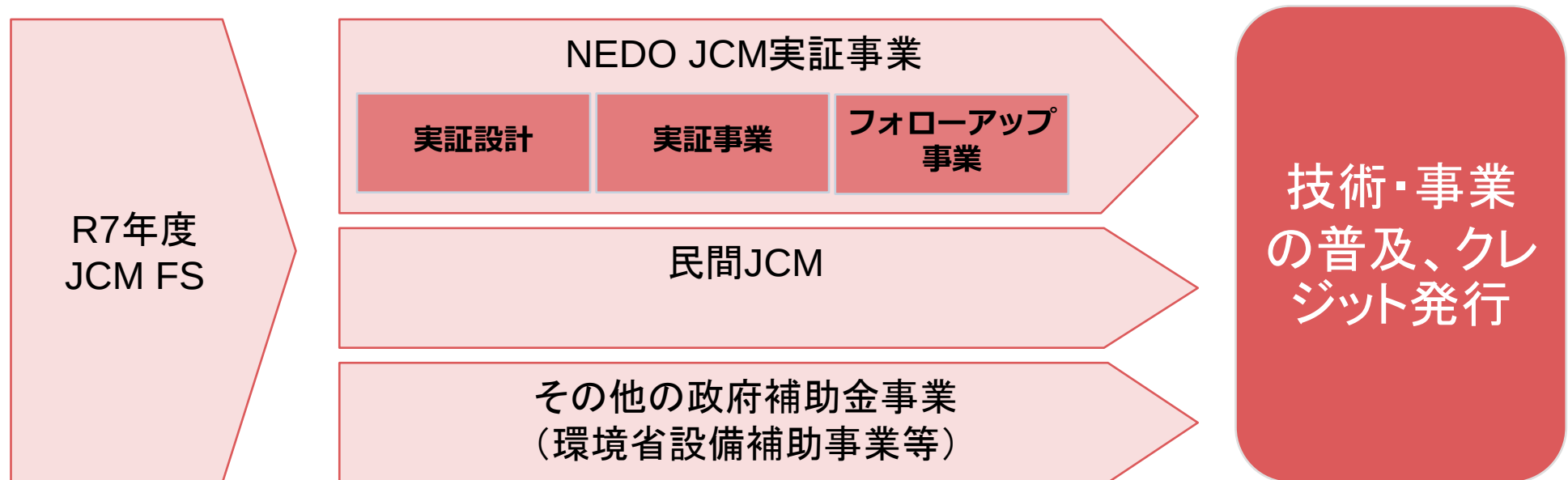
■ 対象国

- 現状のJCMパートナー国（令和7年6月20日現在：30か国）※赤字が令和4,5年度以降に新たに追加された13か国
 - － モンゴル・バングラデシュ・エチオピア・ケニア・モルディブ・ベトナム・ラオス・インドネシア・コスタリカ・パラオ・カンボジア・メキシコ・サウジアラビア・チリ・ミャンマー・タイ・フィリピン
 - － セネガル・チュニジア・アゼルバイジャン・モルドバ・ジョージア・スリランカ・ウズベキスタン・パプアニューギニア・UAE・キルギス・カザフスタン・ウクライナ・タンザニア
- 今後JCMの署名が見込まれる新規国
 - － 新規国となりうる地域の例（注．パートナー国となることは予断しない）：
南西アジア、東南アジア、南米、アフリカ（特にインド、マレーシア、ブラジル）

5. FS終了後の展開（想定する出口戦略）（1/3）

（公募要領p.3）

- 『二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業』のうち、低炭素技術による市場創出促進事業（NEDO JCM実証事業）
- 民間資金を中心とするJCMプロジェクト（民間JCM）
- その他の政府補助金事業（環境省『二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業』等）



JCM FSで想定する出口戦略別の対象技術、想定GHG排出削減量の違い

出口戦略	対象技術	想定するGHG排出削減量 ・費用対効果等
NEDO JCM 実証事業	1. 実証する技術・システムは、提案者が有する日本の低炭素技術・システムであり、かつ対象国において当該技術・システムを普及させるための技術的な課題があり、その克服のために実証事業が必要であること。 2. エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する事業であること。（例えば、森林由来による二酸化炭素吸収のみに関する事業は対象外） 3. 地球温暖化対策として、実証事業によって温室効果ガス排出削減効果が定量化し得るものであること。 4. 当該技術・システムの普及戦略が具体的かつ実現可能性の高いものであること。 5. 本公募への応募時点で、当該技術・システムの実証事業に関する実現可能性調査が完了していること。	■ 実証事業のモニタリング期間で1,000t-CO₂以上のJCMクレジットが発行可能であり、かつ ■ 実証事業終了後の普及展開期間で年間10,000t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれること。 ※NEDO JCM実証事業に準ずる。
民間JCM	一概に制約はありませんが、パートナー国におけるNDCのconditional target(s)（国際的な支援により達成する目標）などを参照し、検討しているプロジェクトがパートナー国政府によって期待されるセクター・脱炭素技術、排出削減規模等と合致するかどうか、確認を十分に行うことが重要です。 ※ただし、本FSでの対象は、エネルギー起源のCO₂排出削減に資する技術等の導入を対象とします。	同左 ※民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンスを参照。

JCM FSで想定する出口戦略別の対象技術、想定GHG排出削減量の違い

出口戦略	対象技術	想定するGHG排出削減量 ・費用対効果等
環境省設備 補助事業	1. JCM二国間文書に署名しているパートナー国又は署名が見込まれるグローバルサウス諸国等において、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2の排出削減を行うものであること。 2. 実現したGHG排出削減量を定量的に算定し、検証ができること。 3. JCMのルールガイドライン類に則して、クレジットの発行・移転にふさわしいプロジェクトであること。 4. 補助事業が持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現へ寄与すること。設備導入や運転について、パートナー国の環境等の法体系を遵守し、かつ環境保全、人権対応に関する国際的な慣行・ガイドラインに従っていること。 5. 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第2条第1項に規定する「補助金等」及び同条第4項に規定する「間接補助金等」をいう）を受けていないこと。採用する技術は、採択審査基準 別添に該当する技術である場合には、記載した条件を満たすこと。	費用対効果は、4千円/tCO₂eq 以下とする。但し、下記の国においては、当該技術に係る費用対効果は3千円/tCO₂eq 以下とする。 <u>冷凍機（空調用）：ベトナム、インドネシア、タイ</u> なお、上記に拘わらず、原則として太陽光発電は2千5百円/tCO₂eq 以下、小水力発電は1千円/tCO₂eq 以下とする。

■ 調査項目

1. 関連政策・制度の動向分析
2. 提案技術や事業の実施に関する相手国の社会経済環境や市場動向の分析
3. 事業化およびJCMプロジェクト化に向けた課題と対応策の検討
4. GHG排出削減量の算定および排出削減貢献量の検討とJCM方法論案の作成
5. 相手国関係者への提案技術・製品や事業化計画、課題や対応策等の共有を通じた事業化に向けた調整
6. 今後の課題と対応策の検討
7. Project Idea Note (PIN)案の作成

※FSを実施する際には、「事業化」のみならず「JCMプロジェクト化」を目的として調査を行っていただきます。従いまして、事業化の検討と共に、GHG排出削減量の算定方法論の検討も含むJCMプロジェクト化を進めていくために必要となる事項の検討が必須となります。また、FS終了後にNEDO JCM実証事業、民間JCM、その他の政府補助金事業のいずれを指向するにしても、FSの成果物のひとつとして、事業概要書(PIN:Project Idea Note)の案を作成し提出していただきます。PINの様式や記載例は、以下のサイトより入手ください。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/

FSの調査項目および調査内容

調査報告	調査内容
1. 関連政策・制度の動向分析	■ 相手国におけるFSに関連する政策・制度の動向(現状・将来)及び課題・現地ニーズを把握する。 ■ 対象とする政策・制度には、NDC、地球温暖化政策、関連するエネルギー政策、事業化に関連する政策、制度、法令、規制等を含むものとする。
2. 提案技術や事業の実施に関連する相手国の社会経済環境や市場動向の分析	■ 相手国におけるFSに関連する技術や事業の社会経済環境や市場の動向及び課題・現地ニーズを把握する。 ■ 対象とする社会経済環境・市場の動向には、競合企業等の動向を含む市場の競争環境、提案技術の需要、原材料の調達可能性等を含むものとする。
3. 事業化およびJCMプロジェクト化に向けた課題の検討	■ 上記1,2の分析結果を踏まえ、<u>事業化およびJCMプロジェクト化に向けた、事業ニーズの把握、事業化に向けた具体的な事業化計画・普及戦略への課題の把握と対応策の調査・検討</u>を行う(事業化のためのファイナンス、投資及び事業リスクの軽減に必要な検討を含む)。 ■ 相手国内他地域、他国や地域内での普及拡大の可能性とその方策について検討する。 ■ NEDO JCM実証事業、民間JCM、その他の政府補助金事業を活用した普及展開などの計画の検討を行う。
4. GHG排出削減量の算定および排出削減貢献の検討とJCM方法論案の作成	■ JCMプロジェクト化した際のプロジェクトレベルでのGHG排出削減見込量の試算を行う。GHG排出削減試算のために、<u>JCM方法論案の検討・作成</u>を行うこと。 ■ 提案する脱炭素技術・製品等の普及拡大時における当該国及び他国や地域内での排出削減への貢献の検討を行うこと(例: 当該国での制度導入による削減貢献、他国・地域内への普及拡大時の削減貢献の定量化)。

FSの調査項目および調査内容

調査報告	調査内容
5.相手国関係者への提案技術・製品や事業化計画、課題や対応策等の共有を通じた事業化に向けた調整	■ 相手国政府関係者等との対話により、上記1～4で検討する或いは検討した調査内容について共有し、事業化の促進を図るとともに、<u>将来のJCMプロジェクト化においてカウンターパートとなる政府関係者、相手国企業の特定を行う</u>。相手国の関係機関や企業、大使館、JETRO、NEDO、JICA 等在外関係者等と連携するための取り組みを含む。必要に応じ、日本国内関係施設の調査や相手国政府関係者等に向けた説明会等の開催等を効果的に行う。
6.今後の課題と対応策の検討	■ 1～5の調査成果を踏まえ、今後の事業化およびJCMプロジェクト化、普及展開を進めるにあたり、課題（事業リスク、普及上のネックの抽出等）及び将来の事業展開に向けた成功要因や解決すべき課題と対応策を検討する（相手国における規制、規格の制定に寄与するもの、政策や制度以外でのアプローチ、政策・制度構築と連携したビジネスモデルの提案を含む）。
7. Project Idea Note (PIN) 案の作成	■ JCMプロジェクト化に向けたPIN案を作成すること。 ■ PIN案の作成は、脚注2の「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス(改定版)」を参照すること。

■ 実施規模等

- **実施形態** : 委託業務
- **実施期間** : 契約締結日～令和8年2月6日（金）
- **実施規模** :
 - － **予算規模** : 15 百万円以内／1件（税抜）
 - － **最大採択件数** : 8 件程度

注1) FS費用の上限を超える提案は採択されませんのでご注意ください。

注2) 採択件数については、提案事業の内容等を勘案して経済産業省において決定します。

注3) 1件あたりの契約金額や最終的な実施内容については、経済産業省と調整した上で決定します。

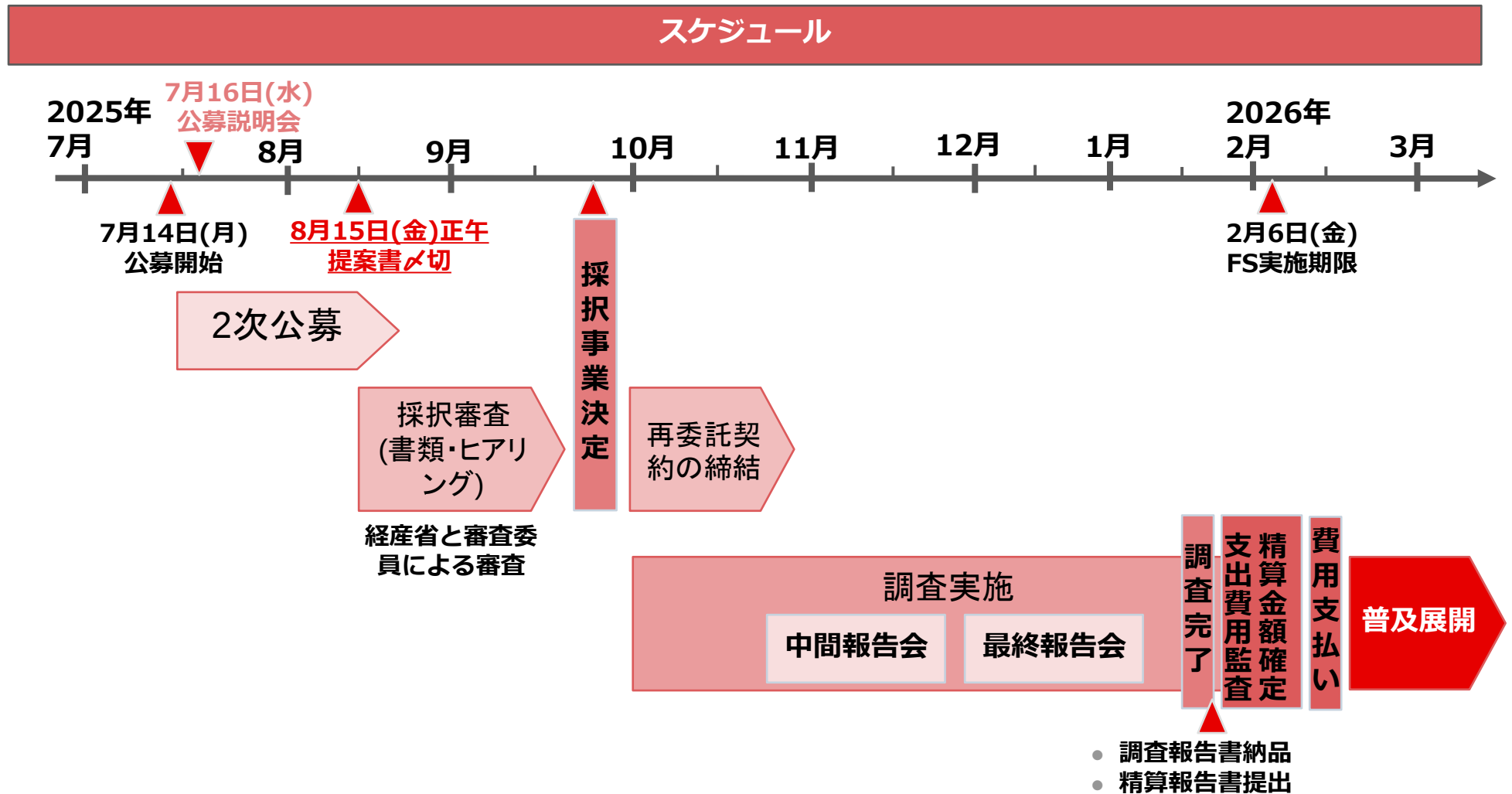
- FSへの提案者は、次の条件を満たす法人とします。なお、二者以上による共同申請（コンソーシアム形式での申請）も認めますが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が企画提案書を提出してください（幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません）。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② FSを的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ FSを円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ FSで知り得た一切の情報について、不適切に開示すること、又は漏洩することがない組織体制を有していること。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑧ 弊社が示す契約書案および特約条項の内容を理解し、かつ、合意できること。

※なお、親会社である本社が、日本に拠点を有している日本企業の海外現地法人は、「日本に拠点を有していること」に含むとします。

※また、FS後の事業化およびJCMプロジェクト化を主体となって担う予定の企業等が参画する体制を構築して提案する必要があります。事業化の支援を行う者（コンサルティング会社、調査会社等）の単独提案は想定していません。

10. 全体スケジュール



■ 採択審査、FSの進捗確認のための中間報告会およびFSの成果確認のための最終報告会が経済産業省、および外部有識者委員会により実施されます。

11. 経費の計上（経費区分）

（公募要領p.15-16）

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力 等に対する謝金等）
備品費（借料及び損料）	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費。事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの。ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものの購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの（例）通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、翻訳通訳、速記費用、文献購入費等
III. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者（共同提案者を含む）に再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。 ※提案時の共同提案者の見積りについては別途「見積書テンプレート」を確認すること。
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費、
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）、
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費、
- ・契約や精算作業のための人件費、
- ・その他事業限定として特定できない経費

※ 対象経費については、以下のリンク先に掲載している経済産業省の委託事業事務処理マニュアル等の書類を十分に確認すること。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

11. 経費の計上（見積書作成）

■ 見積書の見積内訳

- 見積書テンプレートにて作成ください。
（経済産業省の経費項目に沿っています）

※消費税は、国外取引は不課税、国内取引は課税として計上してください。

※契約期間外の経費は対象外です。

提案者：〇〇株式会社		見積内訳				(単位：円)	
区分	内訳	委託金額（税抜）①+②	① 不課税対象	② 課税対象（税抜）	③ 消費税	積算内訳	
I. 人件費		4,250,000	1,750,000	2,500,000			
	海外人件費						
	上級研究員		1,000,000			@20,000	× 50.0 時間
	主任研究員		500,000			@10,000	× 50.0 時間
	研究員		250,000			@5,000	× 50.0 時間
	国内人件費						
	上級研究員			1,000,000		@20,000	× 50.0 時間
	主任研究員			1,000,000		@10,000	× 100.0 時間
	研究員			500,000		@5,000	× 100.0 時間
II. 事業費		3,560,000	3,260,000	300,000			
旅費		3,360,000	3,060,000	300,000			
	海外旅費						
	海外交通費（不課税）		300,000			@50,000	× 6 人・回
	国内交通費（課税）			30,000		@5,000	× 6 人・回
	航空費（不課税）		1,800,000			@300,000	× 6 人・回
	航空費（課税）			120,000		@20,000	× 6 人・回
	日当（不課税）		300,000			@50,000	× 6 人・回
	宿泊費（不課税）		600,000			@100,000	× 6 人・回
	海外旅行保険（不課税）		60,000			@10,000	× 6 人・回
	国内旅費						
	国内出張旅費			150,000		@50,000	× 3 人・回
その他諸経費		200,000	200,000	0			
	通訳費		200,000			@20,000	× 10 日
III. 再委託・外注費		6,700,000	1,200,000	5,500,000			
再委託費		6,200,000	1,200,000	5,000,000			
	〇〇株式会社【共同提案者】 xxxx,Ltd.		200,000 1,000,000	5,000,000		@1,000,000	× 1 式
外注費		500,000	0	500,000			
	シンポジウム開催支援費（事業者名）			500,000		@500,000	× 1 式
IV. 一般管理費		781,000		781,000		直接経費（I. 人件費+II. 事業費）×一般管理費率 10.0%	
小計	(I + II + III + IV)	15,291,000	6,210,000	9,081,000	908,100		
税込合計	(①+②+③)	16,199,100					

11. 経費の計上（見積書関連提出書類）

■ 見積関連の提出書類

1.見積書表紙（押印）	※提案者が作成・押印
2.見積内訳	※共同提案者分も含む
3.人件費単価根拠資料	※共同提案者分も含む
4.一般管理費率算出表	※該当する場合
5.再委託費率が50%を超える理由書	※該当する場合

- 50%を超える再委託費（共同提案者分も含む）

契約金額に対する再委託費の額（外注費を含む。）の割合が50%を超える場合には、「**提案書テンプレート及び作成に当たっての注意事項等**」の様式3別添1の「再委託費率が50%を超える理由書」を提出。

11. 経費の計上（人件費単価）

■ 人件費単価

- 「委託事業事務処理マニュアル」を参照し、健保等級単価、実績単価、コスト実績単価、受託単価のいずれかを選択の上、設定する。

※設定した単価の下記根拠資料を見積に添付して提出すること。

手法	単価	単価設定の根拠資料
手法1	健保等級単価	・被保険者標準報酬決定（改定）通知書、または健保等級証明書
手法2	実績単価	・人件費実績単価算出表（＊見積書テンプレートに書式あり） ・法定福利費の支払額がわかる資料（給与台帳等） ・法定福利費の算出根拠がわかる資料（健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書及び被保険者標準報酬決定通知書）
手法3	コスト実績単価	・時間あたりの人件費単価計算の基礎となる資料 ・時間あたりの間接的経費の基礎となる資料
手法4	受託単価	・単価表 ・以下いずれかの資料 ①当該単価規程等が公表されていることがわかるもの。 ②経済産業省以外の官公庁で当該単価の受託実績が分かるもの。 ③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績が分かるもの。

11. 経費の計上（再委託費・外注費）

■ 再委託費・外注費の区分

再委託費/ 外注費	定義	精算有/ 無※	提案時 見積内訳	提案時 見積根拠	契約時 見積内訳	契約時 見積根拠
再委託先 （共同提案者含む）	受託側で取組み方や進め方の検討が必要で、見積内訳が複数項目となっている	有	提出必要	提出必要	不要	不要
外注先	仕様書の指示に従って成果物が納入でき、見積内訳が単項目となっている	無	提出必要	不要	不要	不要

※精算有/無とは、

■ 精算「有」

- 支払うべき金額の確定に関する条項などの精算条項がある契約
- 再委託先から精算証憑類を受領し、検査、額の確定により支払いをする。
- 事務局に額の確定を適正に行ったことを示す再委託先への確定通知書を提出する。

■ 精算「無」

- 精算「有」以外の契約
- 仕様書、見積書（選定理由書）、契約書、完了報告書、請求書、領収書等の提出でよい。

11. 経費の計上（共同提案者の見積内訳）

■ 共同提案者の見積内訳

- 共同提案の場合、提案者の見積内訳の再委託費として共同提案者の不課税と課税分の合計額を記載すること。なお、提案時は審査のため、共同提案者の見積内訳と根拠資料（人件費、一般管理費率）も提出すること。

● 提案時見積書

見積表紙は提案者

見積書表紙
〇〇株式会社

提案者内訳

〇〇株式会社		
見積内訳		
	不課税対象	課税対象
Ⅰ 人件費		
Ⅱ 事業費		
Ⅲ 再委託・外注費		
再委託費（共同提案者）		
株式会社△△	1,000,000	3,000,000
Ⅳ 一般管理費		

共同提案者内訳

株式会社△△		
見積内訳		
	不課税対象	課税対象
Ⅰ 人件費		
Ⅱ 事業費		
Ⅲ 再委託・外注費		
Ⅳ 一般管理費		

11. 経費の計上（経費の流用）

■ 経費の流用

- 区分間の流用額が10%以内であれば、計画変更をしなくとも精算できるが、人件費と一般管理費は増やすことができない。
- ただし、区分間の流用額が10%以内の場合、および区分内の流用額が10%を超過する場合、計画変更は不要でも、事務局への事前相談が必要。

区分	流用を受ける (増やす)	流用に出す (減らす)	流用上限
I. 人件費	×	○	金額が少ない 経費区分の 10%以内
II. 事業	○	○	
III. 再委託・外注	○	○	
IV. 一般管理	×	○	

- **一般管理費率**

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) < \text{再委託・外注費を除く} > \times \text{一般管理費率}$$

一般管理費率算定表に、計算の根拠（決算書の損益計算書等）を添付し提出。

※手法4 受託単価を使用する場合、単価に一般管理費が含まれている場合は計上不可。

■ 応募手続き概要

- (1) 提案書提出期限：**令和7年8月15日（金）12時（正午）必着**
- (2) 応募予定者の事前連絡：**令和7年8月8日（金）17時**までに、JCM FS事務局に応募予定であることを連絡してください（**必須**）
- (3) 提出方法：オンラインストレージへのデータアップロード
- (4) 注意事項：
 - FSの出口戦略となる3事業（NEDO JCM実証事業、民間JCM、その他の政府補助金事業（JCM設備補助事業等）のいずれかをを目指す事業であっても、別途配布する「提案書テンプレートおよび作成にあたっての注意事項等」に記載されている提案書テンプレートをお使いください。
 - 持参、郵送、FAX、または電子メールによる提出は受け付けません。
 - 期限までにアップロードされなかった提案書は受理しません。
 - 書類に不備がある場合は受理できません。

■ 問い合わせ先、質問受付

- 本公募の内容に係るご質問については、本公募資料をご確認いただいた上で、**令和7年8月14日（木）12時（正午）**までに下記問い合わせ先に**電子メール**にてご連絡ください。

【問い合わせ先】

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
地球環境部
JCM FS事務局
Email: jcm-fs@murc.jp

- 休日・祝日にお問い合わせいただいた事項は、翌営業日以降に返答させていただきます。
- 審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

多くのご提案をお待ちしております。

参考資料

■ 以下の審査基準に基づいて総合的な評価を実施

1. 「10. 応募資格」を満たしているか。
2. 応募書類が全て提出されているか。
3. 提案内容が、「1.目的」に合致しているか。
4. FS後の事業化およびJCMプロジェクト化を担う予定の企業等がFSに参画しているかどうか（参画の形態は、申請者（共同申請者を含む）、委託先、外注先、FSでの委託費での費用支出が生じない協力先のいずれかとする）。
5. FSの相手国や対象技術について、普及可能性や相手国政府の支援策、法制度等具体的な分析に基づき、合理的に選択されているか。
6. 優れた技術、ノウハウ、製品等の活用が見込まれ、FS実施後の広範な普及促進に資するものか。
7. プロジェクトレベルでのGHG排出削減を達成するロジック（考え方）および排出削減量の算定方法について具体的に検討し、その検討手順や想定される課題が整理され、課題の解決策（仮説）と調査内容が示されているか。
8. 事業実施が、大規模なGHGの排出削減のみならず、相手国の環境改善、環境・エネルギー技術の普及促進、省エネ促進や世界の排出削減に貢献するか。また、FSの対象国・対象分野のみならず、他国や地域内、他の関連分野等に波及することが見込まれるものか（普及拡大による削減貢献への波及性）。
9. 提案事業者において、将来の事業化およびJCMプロジェクト化に向けて具体的な事業計画が検討されていて、かつ、FS終了後の事業展開およびJCMプロジェクト化の見込みが高いかどうか。
10. 提案する事業や技術に関して、これまでに何らかの活動、調査、事業展開実績など、経験や実績を有しており、効果的なFSの実施と適切なFSの成果が得られる見込みが高いかどうか。
11. FSにおいて検証する、事業実施に向けて克服すべき課題（投資リスク、投資負担の軽減、価格競争力強化といった事業推進に向けた課題も含む）に関する解決のための仮説と、その検証方法が明確に示されているか。
12. FSを円滑に開始、遂行するため、相手国政府や企業等関係者との調整等がされており、採択後すぐに調査に取り組める見込みがあるか。特に、FS終了後の展開としてNEDO JCM実証事業への応募を想定する場合、相手国政府や企業等関係者との実施体制構築など実証応募に向けた具体的な調査計画が盛り込まれているか。

■ 以下の審査基準に基づいて総合的な評価を実施

13. 事業実施体制に複数事業者を含む場合、各事業者の能力、役割、成果が明確であるか。また、将来のNEDO JCM実証事業や民間JCM、その他の政府補助金を活用した事業で事業主体となる法人が明確であるか。
14. FSの調査規模等に適した実施体制が構築されているか。
15. FS実施方法や各事業者の分担、スケジュールが効果的かつ現実的か（調査状況及び現地の情報について、事務局及び委託元の経済産業省担当者と定期的に情報交換を行うとともに、調査状況に柔軟に対応できる実施方法・スケジュールとなっているか）。また、調査中間時でのマイルストーンの設定が明確にされているか。
16. FSの費用総額と、将来の事業化効果のコストパフォーマンスが優れているか。
17. ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
18. 「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）（令和2年10月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定）（以下 URL 参照）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるか
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>
19. 企画提案書に『「情報管理体制図」、「情報取扱者名簿」（別添2）を契約時に提出することを確約します。』と記載され、情報管理体制が確保される見込みか。
20. 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
21. 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。なお、共同提案者の費用については、再委託費として計上すること。